

財務省告示第二百八十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十八年六月二十六日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（五年）（第五十七 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で百六十六億円	百六十六億三千六百五十二万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年六月二十六日

十 発行 価格

十一 年一・四パーセント

十二 年金積立金管理運用独立行政法  
の経過利率  
の払込み

次に算式により算出した金額を  
第十八号に規定する期日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{6}{365}}$$

十三 初期 利率  
平成十八年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期 以後の 利率  
毎年六月二十日及び十二月二十

日を支払い、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五 償還 期限  
平成二十三年六月二十日  
十六 償還 金額  
額面金額百円につき百円  
十七 元利 支額  
日本銀行

十八 払込 期日  
平成十八年六月二十六日